

# 租税行政法 Law 38/2019/QH14及び Decree 126/2020/ND-CPのガイダンスである Circular 80/2021/TT-BTCの発行

2021年12月

2021年9月29日、財政省は租税行政法Law38/2019/QH14及びDecree126/2020/ND-CP(以下「Decree126」)の実施に関する詳細ガイダンスとしてCircular 80/2021/TT-BTC(以下「Circular 80」)を発行しました。Circular 80とDecree 126によって導入された納税額の配分方法、税務申告及び税務管理に関する注目すべき変更点は以下のとおりです。

## 1. 集中会計方式を採用している納税者が、本社所在地とは異なる省に従属する営業拠点を有する場合の納税額の配分について

Circular 80によると、集中会計方式を採用している納税者が、本社所在地以外の省で業務や事業活動を行っている場合、税務申告は本社所在地のみで行われます。一方、納税は事業を行っている各省に配分されます。具体的には以下のとおりです。

- 付加価値税(VAT)及び法人税(CIT)に関しては、以下のケースに該当する場合に配分されます。
  - 従属支店
  - 電子宝くじ事業
  - 不動産の譲渡
  - 建設活動(VATのみ適用)
  - 複数の省に所在する水力発電所
- Circular 80では、上記の各ケースにおける税金の配分方法や、予定申告または確定申告の税額の計算方法などが詳細に規定されています。
- 特に、税優遇対象の事業活動の場合は、配分すべきCITの支払額は、費用の比率でなく、事業の業績及び税優遇スキームに基づいて計算しなければなりません。
- 従業員の給与所得に対する個人所得税(PIT)に関して、本社とは異なる省に所在する従属支店や駐在員事務所で働く従業員に対する従業員の給与所得に対するPITは以下のように配分されます。
- 各省に配分されるPITは、該当する従業員が実際に源泉徴収されたPITに基づきます。
- 従業員が転勤、交代、出向した場合、PITは給与支給日に従業員が働いている省に配分されます。
- 各省に配分されたPITは、PITの確定申告で調整する必要がありません。

## 2. 税務申告及び確定申告に関する変更点

- 課税対象とならない収入のみを得ている場合は、申告は不要になります。
- 提出された書類に修正項目があるものの税債務(納税額)の変更がない場合、修正の説明書類及びそれに関するサポート書類の提出のみが必要になります。修正した申告書類を提出する必要はありません。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

- 還付される予定のVAT金額を増加するためのVAT申告の修正は、次の課税期間の申告書が未提出であり、還付申請書が未提出の場合のみ許可されます。
- 通常、PITの申告は月次ベースで行われます。ただし、四半期ごとのVAT申告が可能な企業の場合は、四半期ごとにPITを申告することが可能です。
- VATとPITの申告は、月次または四半期で申告できますが、暦年を通じて一貫していなければなりません。以前は、暦年及び3年ごとに継続した申告が求められました。
- 納税者が既に税務確定申告書を提出している場合、その後の修正は、税務確定申告書のみには反映されません。ただし、会社のタックスコードでPITを確定申告した場合、納税者は年次確定申告の修正に加えて、エラーまたは不足のある月次・四半期の個人所得税申告書を修正する必要があります。
- 資本譲渡によるPITは、取引ごとに申告しなければなりません。納税義務が発生した日から10日以内に申告・納付することが求められます。以前は、納税期限は税務当局からの通知に従っていました。
- 企業・駐在員事務所等は、次のような収入を得ている個人に代わってPITを源泉徴収し、申告しなければなりません。
  - 配当を有価証券で受け取る個人
  - 株主であり賞与を有価証券で受け取る個人
  - 配当を追加出資金に変換する個人
  - 不動産、株式、証券などで現物出資した個人
- 税金の申告と支払いは、個人が有価証券を譲渡する時点、資本（出資）を譲渡する時点、もしくは資本金を引き出す時点で行われます。以前は、PITの申告と納付義務は、該当する所得を得ている個人に課されていました。

### 3. 二国間租税条約(DTA)または国際条約(IT)による免税申請

旧租税行政法では、DTAやITに基づく免税申請は、自己責任での自己申告制でした。納税者からの申請書を受け取った時に税務当局は、免税の適格性に関する決定や通知を行いませんでした。Circular 80では税務当局は、納税者がDTAやその他のITに基づく免税措置を受けることができるかどうかについて、30日または40日（明確な調査が必要な場合）以内に書面による通知を発行します。

Circular 80 は、2022年1月1日から有効となり、Circular 156/2013/TT-BTCを含む7つの租税行政通達及び他の14個の通達のいくつかの条項が無効になります。Circular 80で規定される税務申告書のフォームは、2022年1月1日の税務期間から適用されます。また、このフォームは2021年度の確定申告にも適用されます。

また、一般の租税行政に関するガイダンスの他に、このCircularでは、ベトナムに恒久的施設を持たないサプライヤーで電子商取引やデジタルベースのビジネスを行い、ベトナムで収入を得ている海外サプライヤーの租税行政に関する重要なガイドラインを別の章で規定しました。

海外サプライヤーのEコマースやデジタル取引に対する課税に関する、注目すべきガイダンスを以下にまとめました。

### 4. Eコマース及びデジタル事業活動の定義

- 「Eコマース活動」とは、インターネット、モバイル通信ネットワーク、その他のオープンなネットワークに接続された電子的手段により、商業活動の一部または全部のプロセスを行うことをいいます。
- 「デジタル事業活動」とは、事業者がデジタルシステムを介して顧客とつながることで事業活動を行い、すべての活動がデジタル環境で行われることをいいます。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

## 5. 税務登録、申告及び納税

- 税務総局 (GDT) は海外サプライヤーのEコマースやデジタルビジネスに対する課税を行う機関になります。
- 海外サプライヤーの税務登録は必須ではありません。海外サプライヤーは、ベトナムからの収入に対する税金を申告・納付するために、任意で税務登録することになります。
- 海外サプライヤーが税務登録を希望する場合は、GDTのEポータルを利用して登録、申告、納税を行うことができます。
- 税務登録された海外サプライヤーは、ベトナムでのEコマースやデジタル取引から発生する所得に対して、四半期ごとに適用される税金を申告・納付する必要があります。
- 海外のサプライヤーが行う企業間のEコマース (B2B) やデジタル取引について、ベトナムでの自己申告及び納税を選択・登録しない場合は、外国契約者税 (FCT) の規定に従って、取引先のベトナム組織が海外サプライヤーに代わって、税金を申告・源泉徴収し、税務当局への納税を行う責任があります。
- 海外のサプライヤーが行う対消費者 (B2C) のEコマース及びデジタル取引について、ベトナムでの自己申告及び納税を選択・登録しない場合は、ベトナムの商業銀行またはベトナムの決済仲介業者が海外サプライヤーに代わって、月次ベースで税金を申告・源泉徴収し、税務当局に納税しなければなりません。

## 6. 税金の計算

- 適用されるみなし税率は、海外サプライヤーが行う事業活動の種類やサービス料金の性質によって異なります。対象となる事業活動の種類ごとに、適用されるみなし税率を個別に決定できない場合には最も高いみなし税率が適用されます。

## 7. 租税条約

- Circular 80では、一般的に、ベトナムとの二重課税回避協定を締結している国や地域の海外サプライヤーは、租税条約による免除や適用を受けることができると規定しています。二重課税回避協定を締結している国・地域の海外サプライヤーは、このCircular80の第62条に規定されている手続を行うことで、租税条約による免除または減税を申請することができます。しかし、Circular80の第62条は、海外のサプライヤーのB2C取引方式でのEコマースやデジタル取引から得た所得に関して、具体的な手続を定めていません。

## 8. 商業銀行と決済仲介業者のための検討事項

- 税務登録していない海外サプライヤーが行うB2C取引に関する商業銀行及び支払仲介業者の源泉徴収義務については、GDTはすべての商業銀行または支払仲介業者の本社に、税務登録していない海外サプライヤーの名前とHPを通知します。商業銀行や決済仲介業者の本社は、それぞれの支店に情報を提供し、B2C取引から源泉徴収するように指示しなければなりません。
- カード決済またはその他の支払方式などにより、商業銀行及び決済仲介業者が税務登録していない海外サプライヤーに代わって適用される税金を源泉徴収できない場合には、商業銀行及び決済仲介業者は、税務登録していない海外サプライヤーへの送金額を監視し、毎月10日までにGDTに報告する責任を負うものとしします。
- 商業銀行及び決済仲介業者の源泉徴収及び報告義務は、GDTが本社に書面による通知を送付した時点から開始されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

### Japanese Practice

#### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Landmark 72,  
E6 Pham Hung Road, Me Tri Ward,  
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam  
T: +84 (24) 3946 1600  
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

#### 谷中 靖久 HCMC 兼任

公認会計士 (日本) ディレクター  
E: yasuhsataninaka@kpmg.com.vn

#### 東木 隆則

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

#### 秋田 憲宏

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

#### 亀田 真之

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: mkameda1@kpmg.com.vn

#### 大塚 元喜

公認会計士 (米国) アシスタント マネージャー  
E: gotsuka@kpmg.com.vn

#### Pham Thi Thu Huong - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: huongtpham@kpmg.com.vn

#### Le Thi Thu Trang - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: trangtle1@kpmg.com.vn

#### Ho Chi Minh City

10<sup>th</sup> Floor, Sun Wah Tower,  
115 Nguyen Hue Street, Ben Nghe Ward,  
District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam  
T: +84 (28) 3821 9266  
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

#### 古屋 秀規

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: hfuruya@kpmg.com.vn

#### 西井 康雄

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: ynishii1@kpmg.com.vn

#### 牧村 一輝

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: kazukimakimura@kpmg.com.vn

#### 角田 長基

マネージャー  
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

#### Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

#### Vu Thuy An - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: antvu@kpmg.com.vn

### ベトナムデスク

#### 有限責任 あずさ監査法人

#### 東京事務所

100-8172  
東京都千代田区大手町1-9-7  
大手町フィナンシャルシティ  
サウスタワー  
T: +81 33548 5805

#### 小熊 崇史

マネージャー

E: takafumioguma@kpmg.com.vn

#### 大阪事務所

541-0048  
大阪市中央区  
瓦町3-6-5  
銀泉備後町ビル  
T: +81 67731 1000

#### 鈴木 智博

シニアマネージャー

E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com

#### 名古屋事務所

450-6426  
愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号  
大名古屋ビルヂング26階  
T: +81 52589 0500

#### 大門 亮介

パートナー

E: Ryosuke.Okado@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website: [kpmg.com.vn](https://kpmg.com.vn)

Email: [kpmghcmc@kpmg.com.vn](mailto:kpmghcmc@kpmg.com.vn)